事務処理フロー図

（令和５年２月１４日現在）

事務名：　給水装置工事事業者に係る変更

根拠法令　：　北杜市指定給水装置工事事業者規程

申請者		① 変更届出書提出
上下水道総務課	総務	② 書類確認 → ③ 事業者一覧表修正
	営業	
	お客様センター	
上下水道施設課	計画	
上下水道維持課	南部北部	

項番	項　目	説　　明
①	変更届出書提出	指定工事事業者で、次の事項のいずれかに該当する場合は、「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」を提出してください。 ・事業所の名称及び所在地の変更 ・氏名又は名称及び住所（法人は代表者の氏名）の変更 ・役員の氏名の変更（法人のみ） ・主任技術者の氏名、主任技術者の免状の交付番号の変更 ・事業の廃止、休止、再開をしたとき
②	書類確認	提出された届出書類の内容や添付書類の確認を行います。
③	事業者一覧表修正	給水装置指定工事者一覧表を修正し、ホームページに掲載します。